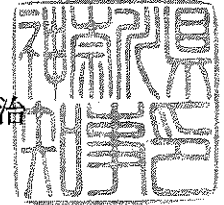


水第2078号
令和5年2月20日

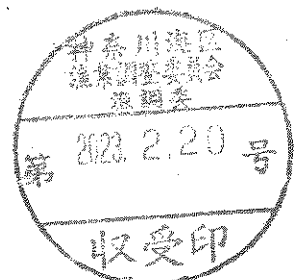
神奈川県漁業調整委員会会長 殿

神奈川県知事 黒岩祐治



するめいかに関する令和5管理年度における神奈川県知事管理漁獲
可能量について（諮問）

このことについて、漁業法第16条第1項の規定により知事管理漁獲可能量を別紙の
とおり定めたいので、同条第2項の規定により貴委員会の意見を求めます。



するめいかに関する令和5管理年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間をいう。）における漁業法第16条第1項に掲げる知事管理漁獲可能量を次のとおり定めたので、同条第4項の規定に基づき公表する。

令和5年4月1日

神奈川県知事 黒岩祐治

第一 するめいか

1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量

現行水準

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分する数量
神奈川県するめいか漁業	現行水準

4水管第3412号
令和5年2月14日

神奈川県知事 殿

農林水産大臣 野村 哲郎

すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡及びするめいかに関する令和5管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡及びするめいかに関する令和5管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第1項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第4項の規定に基づき、通知いたします。

記

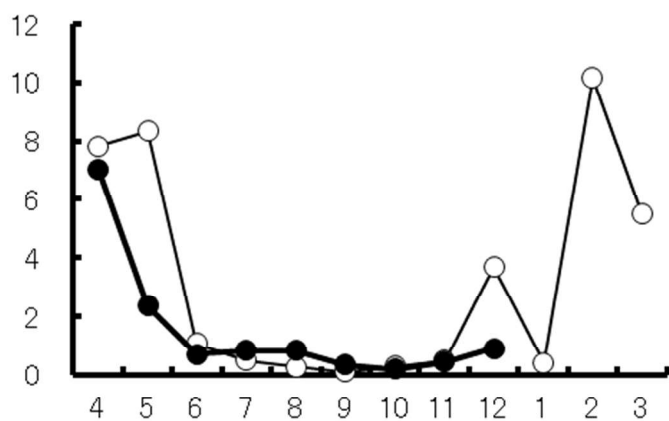
すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡及びするめいかに関する令和5管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	定めようとしている都道府県別漁獲可能量（トン）	基本シェア（%）	現行水準の場合の目安数量（トン）
すけとうだら太平洋系群			
すけとうだら日本海北部系群			
すけとうだらオホーツク海南部			
すけとうだら根室海峡			
するめいか	現行水準	0.15%	104

（注記）基本シェアの算定期間（すけとうだらは平成29年から令和元年、するめいかは平成30年から令和2年）の漁獲実績が1トン未満の場合は、配分の対象としない



表1 するめいかの月別漁獲量推移



縦軸：漁獲量 (t)、横軸：月
 -●- 令和3管理年度
 -○- 令和4管理年度

表2 するめいかの累積漁獲量推移

